

2 林国業第170号
令和3年3月31日

各森林管理局長 殿

林野庁国有林野部長

「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について」の運用について

国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について（令和2年8月3日付け2林国経第38号林野庁長官通知。以下「設定通知」という。）第19の4に基づき、樹木採取権の設定、樹木採取権に係る事業の実施等の運用に関し必要な事項を以下のとおり定めたので、通知する。

（担当：国有林野部業務課連携事業推進班担当）

第1 樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募

1 公募要項の作成

森林管理局長が設定通知第2の2（1）において別に定めるとされている公募要項については、別紙1の公募要項標準例の定めるところにより作成すること。

2 公募要項に関する説明会の開催等

森林管理局長は、公募期間中に公募要項に関する説明会及び樹木採取区の現地の現況等に関する現地説明会を森林管理署等において開催すること。説明会においては、樹木採取権制度の制度内容、当該樹木採取区に関する事項、公募等のスケジュールについて説明し、現地説明会においては、基礎額算定林分、主要林道等の状況等について説明を行うこと。

この際、例えば、立木販売においては、搬出期間内に伐採及び搬出を行うこととなるが、本制度においては、搬出期間内であっても採取期間が満了している場合は樹木の採取が行えないことなど、既存の事業と事業実行上の留意点が異なる事項を明確に説明すること。また、地域の林業経営の育成の観点から、地域の中小事業者による事業協同組合等の法人であれば、単独の個人又は法人に限定する旨の参加資格要件を満たし、中小事業者は当該組合員として事業に参加することができることについて説明すること。

これらの説明会の開催日時、開催場所等については、当該樹木採取区の公募時に、公募要項等により示すこと。

また、公募期間中に、樹木採取権の設定を受けることを検討する者から現地説明会以外で現地踏査を行いたい旨の要望があった場合は、林道の状況を伝えるなど可能な限り対応すること。

第2 自然災害等が生じた場合の取扱い

1 自然災害等が公募期間中に発生した場合

森林管理局長は、樹木採取区内に自然災害等により樹木を採取することができない箇所が発生した場合であって、当初想定していた規模の樹木採取権に係る事業が行えない、当面の間樹木採取権に係る事業を行えない等、樹木採取権を設定することが適当でないと判断したときにあつては、公募を中止し、法第8条の6第2項に基づき樹木採取区の指定を解除し、樹木採取権を設定することが適当であると判断したときにあつては、公募を中止した後、法第8条の6第2項に基づき当該箇所を樹木採取区から除外する樹木採取区の変更を行った上で再度、公募を行うこと。公募の中止については、その旨を公表するとともに、当初の公募の申請者及び関係都道府県知事に対してその旨連絡すること。

なお、森林管理局長が、被害状況が軽微であると判断した場合は、この限りでない。

- 2 自然災害等が公募期間終了後から樹木採取権設定候補者選定前までに発生した場合
森林管理局長は、樹木採取区内に自然災害等により樹木を採取することができない箇所が生じた場合で、当初想定していた規模の樹木採取権に係る事業が行えない、当面の間樹木採取権に係る事業が行えない等、樹木採取権の設定を行うことが適当でないと判断したときにあつては、選定を取り止め、法第8条の6第2項に基づき樹木採取区の指定を解除し、樹木採取権の設定を行うことが適当であると判断したときにあつては、法第8条の6第2項に基づき当該箇所を樹木採取区から除外する樹木採取区の変更を行った上で、再度、公募を行うこと。選定の取り止めについては、その旨公表するとともに、当初の公募の申請者及び都道府県知事にその旨連絡すること。

なお、森林管理局長が、被害状況が軽微であると判断した場合は、この限りでない。

- 3 自然災害等が樹木採取権設定候補者選定後から樹木採取権の設定前までに発生した場合

森林管理局長は、樹木採取区内に自然災害等により樹木を採取することができない箇所が生じた場合で、当初想定していた規模の樹木採取権に係る事業が行えない、当面の間樹木採取権に係る事業が行えない等、樹木採取権の設定を行うことが適当でないと判断したときにあつては、法第8条の6第2項に基づき樹木採取区の指定を解除した上で、その旨及び樹木採取権者の選定プロセスを中止したことを樹木採取権設定候補者、その他の申請者及び都道府県知事に連絡し、樹木採取権の設定を行うことが適当であると判断したときにあつては、法第8条の6第2項に基づき当該箇所を樹木採取区から除外する樹木採取区の変更を行った上で、樹木採取権設定候補者に対し、自然災害等により樹木を採取することができなくなった面積、当該面積を減じた後の採取可能面積、算定した権利設定料等を書面で示した上で、申請を取り下げるか否かの確認を行い、樹木採取権設定候補者が申請を取り下げない場合は、樹木採取権の設定に係る手続を行うこと。

なお、森林管理局長が、被害状況が軽微であると判断した場合は、この限りでない。

第3 樹木採取権実施契約

- 1 実行計画承認等の取扱い

設定通知別紙6第7条の承認に当たり、施業計画との適合が図られるよう必要に応じ施業計画の変更を行うこと。ただし、生産固定経費に影響しない土場位置の変更及び伐区の形状変更による軽微な差異である場合は、実行計画承認基準に照らして問題ないこととし、当該施業計画は変更を要しないことに留意すること。

- 2 樹木料提示前の実行計画の変更の取扱い

実行計画の承認から樹木料の提示までの間に樹木採取権者から変更に係る実行計画

案の提出があった場合において、当該変更の内容が、変更前の実行計画において伐区として計上されている箇所を削除するものであるときは、当該実施契約の変更は、設定通知別紙6「樹木採取権実施契約書」第10条に基づく変更には当たらないことに留意すること。この場合において、当該実施契約の変更は、同別紙第32条第1項第3号に基づく変更としては原則として認められないことに留意すること。

3 樹木料の確定通知による採取期間及び搬出期間の提示

採取期間又は搬出期間を3年より短い期間として国が指定することができるのは、短縮された期間の設定が樹木採取権者の不利益となるおそれがあることを踏まえ、例えば、当該伐区において採取した木材の搬出及び運搬に利用する公道において3年後に工事が予定されており、木材の搬出及び運搬が円滑に行えなくなるなど、期間を短縮する理由が合理的である場合に限られることに留意すること。

4 採取未了樹木の取扱い

設定通知第7の3の採取未了樹木のうち、当該国有林野施業実施計画の前の計画期間の国有林野施業実施計画に計上されていたものは、国有林野管理経営規程の運用について（平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通知）31（4）コ（ア）に該当し、計上されていなかったものは、同通知31（4）ツに該当することに留意すること。

第4 事業の実施

1 事業の実施に係る留意事項

設定通知別紙7「樹木採取権運用協定書」第39条第6項又は同条第7項により、森林管理局長は、樹木採取区の隣接箇所において、伐採その他の行為を行うときは、樹木採取者との協議又は樹木採取権者への事前の通知を行うこととなっていることから、これらの行為を実施しようとする者との調整など、あらかじめ必要な対応を行うこと。

2 樹木採取権者が許認可等の申請等を行う必要がある場合の手続

森林管理署長は、樹木採取権者が当該伐区における樹木の採取に着手する前に、運用協定別紙2の1で列記した手続に係る許認可等を受けたことを確認すること。

第5 供託に係る手続等

設定通知第15の2（2）ウの供託に係る手続等については、供託法（明治32年法律第15号）、供託規則（昭和34年法務省令第2号）等の定めるところによるものとし、その概要は以下のとおりである。その他、供託に係る手続については、供託の申請を行うべき供託所に確認すること。

1 供託の申請

補償金の供託の申請は、樹木採取権者の住所地の最寄りの供託所に、供託書、森林管理局長が供託の代理申請をする権限を証する書面並びに供託通知書の発送の請求を行う通数（樹木採取権者及び抵当権者の人数分）及び価額分の郵便切手を提出することにより行うこと。この場合において、当該供託所が現金の受入事務を取り扱っている供託所である場合には、供託金を併せて提出することができる。

2 供託書の記載

前項の供託書の記載は、森林管理局長が法第8条の22第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消した場合における同法第8条の23第1項の補償金を供託するときにあつては別紙2、森林管理局長が法第8条の22第3項の規定による樹木採取権の消滅（国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）の場合における同法第8条の23第1項の補償金を供託するときにあつては別紙3によること。

3 供託金の提出

1で供託金の提出を行わない場合には、供託書を提出した後に、供託官からの指示に従い、日本銀行又はその代理店への払込み、供託官の指定口座への振込み又は電子納付により供託金を提出すること。

第6 その他

このほか、樹木採取権の設定等に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

〇〇樹木採取区における樹木採取権の
設定を受けることを希望する者の公募要項（標準例）

〇年〇月〇日

〇〇森林管理局長

目次

- I. はじめに
- II. 基本的事項
 - 1. 公募を行う者
 - 2. 公募担当部局及び連絡先
 - 3. 公募を開始する日及び公募の期間
- III. 事業の内容に関する事項
 - 1. 樹木採取区の名称、所在地、面積及び図面
 - 2. 樹木採取権の存続期間
 - 3. 樹木採取区における森林資源の状況その他の現況
 - (1) 樹木採取区における森林の林齢その他の森林資源の状況
 - (2) 林道等の状況
 - (3) 樹木の伐採制限がある旨及びその内容その他法令等に基づく手続
 - (4) その他特記事項
 - 4. 権利設定料の額及び算定方法等
 - 5. 基礎額、樹木料の算定方法等
 - 6. 樹木採取権を行使する際の指針
 - 7. 樹木の採取に関する基準
 - 8. 樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画
 - 9. 参加資格要件
 - 10. 樹木採取権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項並びに樹木採取権実施契約の終了の日
 - 11. 樹木採取権運用協定書の案
 - 12. 事業を開始しなければならない期間
 - 13. 造林事業請負契約に関する事項
 - 14. その他
 - (1) 国において収穫調査を実施済みである伐区について
 - (2) 樹木採取区管理簿及び樹木採取区管理簿原簿について
 - (3) 労働安全衛生について
- IV. 申請に関する事項
 - 1. 申請書等の提出方法
 - 2. 留意事項
 - 3. 申請の取下げ
- V. その他の事項
 - 1. 公募要項等に関する説明会及び現地説明会の開催
 - (1) 共通事項
 - (2) 公募要項等に関する説明会
 - (3) 現地説明会
 - 2. 公募要項等に関する質問の受付及び回答とその公表
 - (1) 質問の受付

(2) 回答の公表

3. 公募に関する資料等について

(1) 資料の貸与

(2) 貸与資料の貸与手続

(3) 貸与資料の使用、保管及び廃棄

(4) 資料の追加

(5) 本公募に関する情報提供

4. 樹木採取権の設定に至るプロセス

(1) 申請書等の確認

(2) 審査等

(3) 評価

(4) 関係都道府県知事に対する協議

(5) 選定結果の連絡

(6) 樹木採取権の設定の通知等

(7) 樹木採取権の設定までに要する期間の見込み

5. 樹木採取権者の選定結果及び樹木採取権者の公表

6. 樹木採取権の設定後の当面の手続

(1) 運用協定及び実施契約の締結

(2) 権利設定料の納付

7. 本公募の中止等

VI. 別紙及び様式一覧

別紙 1 樹木採取権設定申請書作成要領

別紙 2 樹木採取区に係る公示

別紙 3 森林資源等状況一覧表

別紙 4 公募時現況図面

別紙 5 林道等の状況一覧表

別紙 6 法令等制限一覧表

別紙 7 特記事項一覧表

別紙 8 権利設定料の算定方法等

別紙 9 基礎額算定林分の選定方法等

別紙 10 基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等

別紙 11 ○○樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針

別紙 12 ○○樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 14 第 2 項第 1 号の樹木の採取に関する基準

別紙 13 参加資格要件

別紙 14 樹木採取権実施契約書（案）

別紙 15 樹木採取権運用協定書（案）

別紙 16 造林事業請負契約に関する事項

- 別紙 17 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る〇〇森林管理局長の処分に関する審査基準等
- 別紙 18 評価一覧表及び評価基準表
- 様式 A 申請取下書
- 様式 B 説明会参加申込書
- 様式 C 質問書
- 様式 D 資料貸与申請書
- 様式 E 貸与資料の取扱いに関する誓約書
- 様式 F 破棄義務の遵守に関する報告書

I. はじめに

〇〇森林管理署管内の〇〇国有林他において、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 6 の規定に基づき、〇年〇月〇日に〇〇樹木採取区の指定を行いました。

法第 8 条の 7 の規定に基づき、本公募要項を公表し、〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。

II. 基本的事項

1. 公募を行う者

〇〇森林管理局長

2. 公募担当部局及び連絡先

本公募に係る各種申請、問合せ等は下記に対して行ってください。

〇〇森林管理局〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇〇〇係（以下「公募担当部局」という。）

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

3. 公募を開始する日及び公募の期間

別紙1「樹木採取権設定申請書作成要領」に定める申請書及び書類（申請に必要な添付書類を含む。以下「申請書等」という。）は、以下の公募を開始する日から公募の期限までに、公募担当部局に到達するように提出してください。

公募を開始する日：〇年〇月〇日（〇）

公募の期限：〇年〇月〇日（〇）〇時〇分まで（必着）

（注）公募の期間は、3月以上確保すること。

Ⅲ. 事業の内容に関する事項

1. 樹木採取区の名称、所在地、面積及び図面

別紙2「樹木採取区に係る公示」のとおりです。

2. 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の設定の日から○年○月

備考1：具体的な樹木採取権の設定の日は、○○森林管理局長が発出する樹木採取権の設定の通知により確定します。

備考2：月当たりの日数が異なることにより、樹木採取権の設定日によっては、樹木採取権の存続期間の日数に数日の変動が生じることがあります。

3. 樹木採取区における森林資源の状況その他の現況

(1) 樹木採取区における森林の林齢その他の森林資源の状況

別紙3「森林資源等状況一覧表」及び別紙4「公募時現況図面」のとおりです。

(2) 林道等の状況

別紙5「林道等の状況一覧表」のとおりです。路線の配置については別紙4「公募時現況図面」のとおりです。

備考：国有林野施業実施計画に記載されている林道等の新設・改良の計画は、予算措置の状況等により、計画のとおりに進捗しないことがあります。

(3) 樹木の伐採制限がある旨及びその内容その他法令等に基づく手続

別紙6「法令等制限一覧表」のとおりです。区域指定に係る区域の範囲については別紙4「公募時現況図面」のとおりです。

(4) その他特記事項

近接地、区域内等における特記事項は、別紙7「特記事項一覧表」のとおりです。それぞれの位置・範囲については別紙4「公募時現況図面」のとおりです。

4. 権利設定料の額及び算定方法等

権利設定料の額：○, ○○○円（うち消費税及び地方消費税 ○, ○○○円）

採取可能面積：○○. ○○ha

備考：採取可能面積は、権利設定料の算定や7の樹木の採取の基準における規整に用いるための見込みの面積であり、保護樹帯の形状等により、実際に樹木を採取できる面積の合計とは異なるものです。

権利設定料の算定方法、採取可能面積の算定方法、権利設定料の再算定の方法及び権利設定料の返還額の算定方法：別紙8「権利設定料の算定方法等」のとおりです。

権利設定料の納付期限：樹木採取権の設定の日から30日以内（具体的な期限は、樹木採取権の設定の通知及び納入告知書の定めるところによる。）。なお、納付期限までに権利設定料を納付しなかったときは、法第8条の22第1項第1号ハに基づき樹木採取権を取り消すことがあります。

権利設定料の納付方法：樹木採取権の設定の通知及び納入告知書の定めるところにより一

括納付

延滞金等：納付期限までに権利設定料を納付しない場合の延滞金の利率等は、樹木採取権の設定の通知及び納入告知書の定めるところによります。

備考：具体的な樹木採取権の設定の日は、〇〇森林管理局長が発出する樹木採取権の設定の通知により確定します。

5. 基礎額、樹木料の算定方法等

樹木料の算定の基礎となるべき額（以下「基礎額」という。）は以下のとおりです。基礎額を算定した林分（以下「基礎額算定林分」という。）の選定方法等は別紙9「基礎額算定林分の選定方法等」のとおりです。基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等については別紙10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」のとおりです。樹木料の算定方法等は、11の樹木採取権運用協定書の案の別紙5のとおりです。

基礎額：〇〇,〇〇〇千円（〇〇円/m³）

基礎額算定林分ごとの額

林分A：〇,〇〇〇千円（〇〇円/m³）

林分B：〇,〇〇〇千円（〇〇円/m³）

・・・

(注) (〇〇円/m³) は、基礎額を予定材積で除して小数点第1位を四捨五入した金額を記載すること。また、複数の採取方法がある場合、基礎額算定林分ごとの採取方法及び採取方法ごとの合計基礎額も記載すること。

6. 樹木採取権を行使する際の指針

別紙11「〇〇樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針」のとおりです。

7. 樹木の採取に関する基準

別紙12「〇〇樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」のとおりです。

8. 樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画

法第8条の14第2項第2号の地域管理経営計画は、以下のとおり。

〇〇森林計画区地域管理経営計画

(注) 樹木採取区の所在する森林計画区について策定する地域管理経営計画の名称を記載すること。

9. 参加資格要件

国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る〇〇森林管理局長の処分に関する審査基準等第1の1(1)エ(イ)(注)の森林管理局長が公募において設定した要件（以下「参加資格要件」という。）は、別紙13「参加資格要件」のとおりです。

(注) 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する審査基準等の標準例について（令和2年3月30日付け元林国経第165号林野

庁長官通知)を参考に森林管理局長が定める審査基準等に係る通知(以下の注において「局審査基準等通知」という。)の名称及び参加資格要件に相当する事項の記載場所に応じて修正すること。

10. 樹木採取権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項並びに樹木採取権実施契約の終了の日

樹木採取権実施契約(以下「実施契約」という。)に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項については、別紙14「樹木採取権実施契約書(案)」のとおりです。樹木採取権の設定後、当該契約書(案)により実施契約を締結するものとします。

実施契約の終了の日は、8の地域管理経営計画の計画期間終了日又は樹木採取権の存続期間の末日であり、具体的には以下の表のとおりです。

区分	実施契約の終了の日
第1期	○年○月○日
第2期	○年○月○日
第3期	樹木採取権の存続期間の末日

11. 樹木採取権運用協定書の案

別紙15「樹木採取権運用協定書(案)」のとおりです。樹木採取権の設定後直ちに(原則として樹木採取権の設定の日)、当該協定書(案)により樹木採取権運用協定(以下「運用協定」という。)を締結するものとします。

12. 事業を開始しなければならない期間

樹木採取権の設定の際には樹木採取権の設定の日から1年間、樹木採取権の移転がなされた際には移転の許可の日から1年間、実施契約の契約期間が満了した際には実施契約の契約期間の満了の日から1年間(ただし、法第8条の18第2項に基づき基準に適合しないと認めるときは除く。)とします。当該期間は樹木採取権の設定又は移転時に、〇〇森林管理局長が指定して通知します。

備考:実施契約の契約期間の満了の日(実施契約の終了の日)については、10の表を参照してください。

13. 造林事業請負契約に関する事項

樹木採取権者が、運用協定及び実施契約に基づき締結する造林事業請負契約の契約書の案、仕様書の案及び標準的な作業条件等の案については、別紙16「造林事業請負契約に関する事項」のとおりです。

14. その他

(1) 国において収穫調査を実施済みである伐区について

別紙3「森林資源等状況一覧表」、別紙4「公募時現況図面」及び別紙10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」に示す基礎額算定林分並びに別紙3「森林資源等状況一覧表」に示す公募時点で収穫調査済みの伐区については、国において収穫調査

を実施しています。このため、樹木採取権の設定後、当該箇所において樹木を採取する場合には、収穫調査を行う時間を要しません。

備考：公募時点で収穫調査済みの伐区に係る収穫調査結果の有効期間は〇年〇月〇日まで（(注) 伐区ごとに有効期間が異なる場合はそれぞれの期間を記載すること。）です。

(注) 基礎額算定林分以外に公募時点で収穫調査済みの伐区がない場合、「並びに…収穫調査済みの伐区」の部分の記載は削除すること。

(2) 樹木採取区管理簿及び樹木採取区管理簿原簿について

国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について（令和2年8月3日付け2林国経第38号林野庁長官通知）第5の4に基づき、〇〇樹木採取区において樹木採取権を設定したときには、樹木採取区管理簿（以下「管理簿」という。）及び樹木採取区管理簿原簿（管理簿の記載事項に加え、樹木採取権者の氏名又は名称、樹木採取区の変更履歴等の樹木採取区の現況を整理したもの。以下「管理簿原簿」という。）を作成し、管理簿を〇〇森林管理局ホームページで公表するとともに、〇〇森林管理局及び〇〇森林管理署の庁舎において縦覧に供します。また、管理簿原簿の記載事項のうち、法令等により公表が禁じられた事項以外の情報について、申請があれば交付することとしています。

(3) 労働安全衛生について

森林管理署等は、関係法令の遵守等の労働安全衛生の確保に関し、関係労働基準監督署との間に連絡協議の場を設けており、森林管理局、森林管理署等から樹木採取権者に対して、労働安全衛生の確保に関する情報提供、指導等を行うことがあります。

(注1) 積雪地等において、権利設定直後に収穫調査の実施が困難であること等により、樹木を採取するまでに一定期間を要することが見込まれる場合は、項目を追加しその旨を記載すること。

(注2) その他、必要に応じて項目を追加すること。

IV. 申請に関する事項

1. 申請書等の提出方法

申請書等を別紙1「樹木採取権設定申請書作成要領」の定めるところにより作成し、公募期限までに持参又は到着するよう郵送、電子メール又は電子申請システムにより提出してください。持参による提出の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の〇時から〇時まで（〇時から〇時までを除く。）とします。

2. 留意事項

別紙15「樹木採取権運用協定書（案）」第2条のとおり、公募書類等及び申請書類等は運用協定の一部を構成することとなりますので、公募要項等に記載された内容を十分に理解した上で申請するよう御留意ください。なお、書類不備の更正等が期限までに間に合わなかった場合は、当該申請は形式不備により却下されることとなるため、申請書は十分な時間的余裕を持って提出してください。

3. 申請の取下げ

申請を取り下げる場合には、申請取下書（様式A）を持参、郵送、電子メール又は電子申請システムにより公募担当部局に提出してください。持参による提出の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の〇時から〇時まで（〇時から〇時までを除く。）とします。

申請取下書の提出を取り消すことはできず、再度申請する場合には、公募の期間中に改めて申請書等を提出していただくこととなります。

V. その他の事項

1. 公募要項等に関する説明会及び現地説明会の開催

公募要項、樹木採取権制度の制度内容等（以下「公募要項等」という。）に関する説明会及び〇〇樹木採取区の現地の状況等に関する現地説明会を、以下のとおり開催します。

(1) 共通事項

対象者：〇〇樹木採取区に係る樹木採取権の設定を受けることを検討する個人又は法人（対象者でないことが明らかな場合には、参加を認めないことがあります。）

申込方法：受付期限までに説明会参加申込書（様式B）を持参、郵送又は電子メールにより公募担当部局に提出してください。持参による提出の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の〇時から〇時まで（〇時から〇時までを除く。）とします。説明会会場での当日申込みは受け付けません。

受付期限：〇年〇月〇日（〇）〇時〇分まで（必着）

留意事項：参加者は、必要に応じて本公募要項等を持参してください。撮影及び録音の可否については、各説明会の際の職員の指示に従ってください。当日の集合場所その他の留意事項等については、申込みいただいた方に別途お示しします。

(2) 公募要項等に関する説明会

開催日時：〇年〇月〇日（〇）〇時〇分～

開催場所：〇〇森林管理署〇〇会議室

(3) 現地説明会

開催日時：〇年〇月〇日（〇）〇時〇分～

開催場所：〇〇国有林〇〇林小班ほか

樹木採取区の全域を案内するものではありません。

（注）説明会の開催日は、公募の開始日から10日以上後の日とすること。(2)及び(3)の説明会を同日に開催しても構わない。

2. 公募要項等に関する質問の受付及び回答とその公表

(1) 質問の受付

受付期間：〇年〇月〇日（〇）〇時〇分まで

提出方法：質問書（様式C）に内容を簡潔にまとめた質問を記入し、持参、郵送又は電子メールにより公募担当部局に提出してください（電話や口頭のみによる質問は受け付けません。）。持参による提出の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の〇時から〇時まで（〇時から〇時までを除く。）とします。質問内容は回答と併せて公表しますので、公表された場合に自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容が含まれる質問をするときは、その旨を明記してください。

質問書には、提出者の氏名又は名称並びに担当者の所属部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載してください。電子メールで提出する場合は、Microsoft Word形式による質問書を添付してください。

（注）質問の受付期間の末日は、説明会の開催日から7日以上後の日とすること。

(2) 回答の公表

質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公募要項等に関する質問及びその回答を、回答公表予定日までには、〇〇森林管理局のホームページへの掲載等により公表します（回答公表予定日までには回答が可能なものは順次公表します。なお、基本的に質問者への直接の回答は行いません。）。

回答公表予定日：〇年〇月〇日（〇）

（注1）回答公表予定日は、公募の期限までに一定の期間を確保した上で設定すること。

（注2）公平を期すため、質問者への直接回答は行わないこと。

3. 公募に関する資料等について

(1) 資料の貸与

以下の資料については、(2)の定めるところにより貸与します。

資料名	資料の形式
・〇〇樹木採取区に係るGISデータ	電子データ（shp ファイル他）
・〇〇樹木採取区に係る航空（衛星）写真データ	電子データ（オルソ画像等）
・近接した貸付地等の所在、面積及び用途	印刷物
・近接した共用林野の所在、種類及び面積	印刷物
・〇〇樹木採取区内の普通共用林野の所在、面積、採取対象林産物	印刷物
・〇〇樹木採取区及びその周辺で国有林野事業において実施を見込む工事一覧 （注）治山・林道工事の予定等を記載すること。	印刷物
・〇〇樹木採取区周辺における立木販売実績一覧	印刷物
・〇〇樹木採取区における施業履歴一覧	印刷物
・〇〇樹木採取区における森林作業道台帳	印刷物
・造林請負事業に係る資料 （注）同種事業の入札実績等を含めること。	印刷物
・近接する分収造林地及び分収育林地の伐採の予定時期並びに当該地の主な樹種	印刷物

（注）樹木採取区の状況に合わせて追加又は削除すること。

(2) 貸与資料の貸与手続

(1)の資料（以下「貸与資料」という。）の貸与を希望する場合は、資料貸与申請書（様式D）及び貸与資料の取扱いに関する誓約書（様式E）を受付期限までに公募担当部局に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。持参による提出の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の〇時から〇時まで（〇時から〇時までを除く。）とします。

受付期限：〇年〇月〇日（〇）〇時〇分まで（必着）

（注1）受付期限は、貸与申請が可能な限り長期間可能となるように設定すること。

（注2）貸与資料は、国有林野台帳、図面等の謄本又は抄本の交付要領の制定について

（昭和61年11月26日付け61林野業二第312号林野庁長官通知）及び国有林野施業実施計画図等の森林情報の交付要領（平成4年7月17日付け4林野経第28号林

野庁長官通知)に基づき提供するものではない。

(3) 貸与資料の使用、保管及び廃棄

貸与資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければなりません。また、当該検討に関与する者以外に貸与資料に係る情報を漏洩してはなりません。

また、申請書等の提出に至らなかったとき、申請書等を提出した後に当該申請を取り下げたとき又は樹木採取権を設定する若しくは設定しない旨の通知を受けたときは、速やかに貸与資料を公募担当部局へ返却又は破棄しなければならず、貸与資料を破棄したときは、破棄義務の遵守に関する報告書(様式F)を公募担当部局に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。持参による提出の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の〇時から〇時まで(〇時から〇時までを除く。)とします。

(4) 資料の追加

本公募の内容等を補足するための資料(以下「補足資料」という。)の公表又は貸与は、〇年〇月〇日(〇)までに行います。

補足資料の公表は、原則として〇〇森林管理局のホームページ((注)URLを記載すること。)にて行います。また、補足資料を貸与する場合は、貸与する資料の標目を〇〇森林管理局のホームページ((注)URLを記載すること。)に掲載します。その他の貸与手続等は、(2)及び(3)のとおりです。

(注) 上記に定めた期限以降に補足資料の公表及び貸与は行わないこと。

(5) 本公募に関する情報提供

本公募に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行います。

〇〇森林管理局ホームページ((注)URLを記載すること。)

また、樹木採取権制度ガイドラインなど、樹木採取権制度一般に関する情報は、以下のホームページに掲載しています。

林野庁ホームページ((注)URLを記載すること。)

4. 樹木採取権の設定に至るプロセス

樹木採取権の設定に至るプロセスは、法、国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第40号)、別紙17「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る〇〇森林管理局長の処分に関する審査基準等」及び樹木採取権制度ガイドラインに定められているとおりですが、その概略は以下のとおりです。

備考：別紙17「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る〇〇森林管理局長の処分に関する審査基準等」第1の1(1)ア(イ)の樹木採取区の所在する都道府県が森林経営管理法運用通知第13の3に基づき定めた公募要領等は以下のホームページに掲載されています。

〇〇県ホームページ((注)URLを記載すること。)

(1) 申請書等の確認

申請書等の形式不備の確認、追加書類の提出の要求等を行います。書類不備の更正等が期限までに間に合わなかった場合は、当該申請は形式不備により却下されることとなるため、申請をしようとする者は、十分な時間的余裕を持って申請書等を作成し、提出する必要があります。形式不備により申請を却下したときは、その旨を申請者に対して通知し

ます。

(2) 審査等

法第8条の11の欠格事由該当性の判断を行い、欠格事由に該当しない申請者について、法第8条の10第1項に定める基準に適合しているかどうかの審査を行います。

(3) 評価

法第8条の11の欠格事由に該当せず、法第8条の10第1項の審査の基準に適合している申請者について、別紙18「評価一覧表及び評価基準表」に示す評価項目並びに評価基準及び配点に従って評価し、評価点の最も高い者を樹木採取権の設定を受ける者（以下「樹木採取権設定候補者」という。）として選定します。評価点の最も高い者が2者以上ある場合の樹木採取権設定候補者の選定方法については、別紙17「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る〇〇森林管理局長の処分に関する審査基準等」の定めるところによります。

備考：(2)及び(3)の事務は、公平・公正を期するため、森林管理局の関係部課長等を構成員とし、森林管理局内に設置された樹木採取権設定候補者選定委員会が行います。森林管理局長は、選定委員会による審査等及び評価の結果を適正と認めるときは、その結果を森林管理局長が行う審査等及び評価の結果とし、樹木採取権設定候補者を選定します。

(4) 関係都道府県知事に対する協議

樹木採取権設定候補者に樹木採取権を設定する前に、法第8条の12第2項に基づき、当該樹木採取区の所在する都道府県の知事に対して協議します。

(5) 選定結果の連絡

(4)の協議結果を踏まえ、樹木採取権設定候補者に樹木採取権を設定することについて判断し、設定することとした場合には、樹木採取権設定候補者に対し、樹木採取権設定候補者に選定されたこと及び一定期間後（おおむね1か月以内）に樹木採取権を設定する予定であること等を内容とする選定結果の連絡を行います。この連絡は、権利設定料の支払いに必要な資金の調達等を考慮して行われるものです。

(6) 樹木採取権の設定の通知等

(5)の連絡の後に、樹木採取権設定候補者に対して樹木採取権の設定の通知を、それ以外の者（(1)の申請の却下の通知を受けた者を除く。）に対して樹木採取権の設定をしないことの決定をしたことの通知を行います。

(7) 樹木採取権の設定までに要する期間の見込み

公募の期限から(6)の通知までに要する期間は、〇か月程度の見込みですが、(4)の協議の状況等により変動する可能性があります。

5. 樹木採取権者の選定結果及び樹木採取権者の公表

樹木採取権者の選定結果は、〇〇森林管理局のホームページ（（注）URLを記載すること。）への掲載により公表します。公表においては、樹木採取権者にあつてはその氏名又は名称、4(2)の審査等の結果及び4(3)の評価（4(3)の評価の結果における評価項目ごとの点数及びその合計をいう。以下5において同じ。）を、それ以外の者にあつては匿名で、4(2)の審査等の結果及び4(3)の評価を明らかにします。なお、ホームページでの掲載は、公表した日から少なくとも1年が経過する日まで行います。

6. 樹木採取権の設定後の当面の手續

(1) 運用協定及び実施契約の締結

樹木採取権の設定後直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、別紙15「樹木採取権運用協定書（案）」により、〇〇森林管理局長と樹木採取権者間で運用協定を締結します。実施契約の締結手續については、運用協定の定めるところによりますが、第1期の実施契約の締結を円滑に行うため、4(5)の連絡の際に施業計画案の作成等について樹木採取権設定候補者に依頼します。なお、運用協定又は実施契約の締結に際しての契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除します。

(2) 権利設定料の納付

樹木採取権者は、Ⅲ－4の定めるところにより、権利設定料を納付しなければなりません。

7. 本公募の中止等

本公募の開始後に発生した自然災害等により当初想定していた規模の樹木採取権に係る事業が行えない、当面の間樹木採取権に係る事業を行えない等、〇〇樹木採取区において樹木採取権を設定することが適当でないと判断した場合、〇〇樹木採取区の指定を解除し、本公募を中止することがあります。

また、本公募の開始後に、本公募要項等を修正又は変更することがあります。

本公募を中止し、又は本公募要項等を修正若しくは変更したときは、その旨（公募要項等を修正又は変更したときは、変更箇所を含む。）を、〇〇森林管理局のホームページ（（注）URLを記載すること。）への掲載その他の方法により公表します。

VI. 別紙及び様式一覧

別紙 1	樹木採取権設定申請書作成要領
別紙 2	樹木採取区に係る公示
別紙 3	森林資源等状況一覧表
別紙 4	公募時現況図面
別紙 5	林道等の状況一覧表
別紙 6	法令等制限一覧表
別紙 7	特記事項一覧表
別紙 8	権利設定料の算定方法等
別紙 9	基礎額算定林分の選定方法等
別紙 10	基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等
別紙 11	〇〇樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針
別紙 12	〇〇樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 14 第 2 項第 1 号の樹木の採取に関する基準
別紙 13	参加資格要件
別紙 14	樹木採取権実施契約書（案）
別紙 15	樹木採取権運用協定書（案）
別紙 16	造林事業請負契約に関する事項
別紙 17	国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る〇〇森林管理局長の処分に関する審査基準等
別紙 18	評価一覧表及び評価基準表
様式 A	申請取下書
様式 B	説明会参加申込書
様式 C	質問書
様式 D	資料貸与申請書
様式 E	貸与資料の取扱いに関する誓約書
様式 F	破棄義務の遵守に関する報告書

別紙1 樹木採取権設定申請書作成要領

(注) 設定通知第3の定めるところにより作成した申請書作成要領を添付すること。

別紙2 樹木採取区に係る公示

(注) 当該樹木採取区に係る最新の公示を添付すること。

別紙3 森林資源等状況一覧表

(注1) 国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について（令和2年4月1日付け元林国経第174号林野庁長官通知。以下の注において「指定通知」という。）別紙様式第2号を、可能な限り最新の状況に更新した上で、作成又は取得した情報の時点とともに示すこと。

(注2) 基礎額算定林分及び公募時点で収穫調査済みの伐区がある区画は、摘要欄にその旨を示すとともに、当該収穫調査結果の有効期間を備考に示すこと。

別紙4 公募時現況図面

- (注1) 指定通知別紙様式第8号を、可能な限り最新の状況に更新した上で、作成又は取得した情報の時点とともに示すこと。
- (注2) 保護樹帯を具体的に配置すべき箇所、基礎額算定林分、生産固定経費を共通とみなす伐区並びに基礎額算定時に想定した既設作業道、新設作業道及び架線等の具体的な位置を凡例とともに示すこと。
- (注3) 別紙6「法令等制限一覧表」、及び別紙7「特記事項一覧表」の情報と整合させること。

別紙5 林道等の状況一覧表

(注) 指定通知別紙様式第4号を、可能な限り最新の状況に更新した上で、作成又は取得した情報の時点とともに示すこと。

別紙6 法令等制限一覧表

法令等制限一覧表

法令等	区域指定等	指定箇所	制限の内容		許認可等の区分	許認可等を行う機関	手続の実施主体	備考
			対象行為	制限				
(記載例) 〇〇法第 〇条	〇〇地区（第〇条 〇項）							

備考

- 1：上記は樹木採取区において法令等に基づく手続が必要なものであって、〇年〇月〇日時点において〇〇森林管理局が把握しているものを示したものです。
- 2：指定箇所は、〇年〇月〇日時点の森林調査簿によるものであり、具体的な箇所は、保安林については別紙3「森林資源等状況一覧表」及び別紙4「公募時現況図面」のとおり、その他については別紙4「公募時現況図面」のとおりです。詳細は指定を行った行政機関に確認してください。
- 3：手続の実施主体の欄に「国」とあるもの以外の手続は、樹木採取権者が行う必要があります。

(注1) 設定通知第1の3において確認した結果を反映すること。

(注2) 別紙15「樹木採取権運用協定書(案)」別紙2「許認可等の実施の主体」の情報と整合させること。

特記事項一覧表

No.	種類	位置	最寄りの区画	備考
	(記載例) 近接した民有地	〇〇林小班に隣接	〇〇林小班	・農地及び民家
	(記載例) 国有林林産物売払地	〇〇林小班	〇〇林小班	・〇年度に皆伐の見込み
	(記載例) 簡易上水道の水源	〇〇林小班	〇〇林小班	・〇〇樹木採取区を集水域に含む ・〇〇沢に接続

備考

- 1 : 本一覧表は、〇年〇月〇日作成時点の情報によるものです。それぞれの具体的な位置及び範囲は、別紙4「公募時現況図面」を参照してください。
 - 2 : 本一覧表は、以下に示すもののほか、樹木採取区内外の第三者の権利及び利用の状況、樹木の採取を開始するまでに一定の期間を要する場合等について示しています。
 - (ア) 樹木採取区の近接地における民有地や分収造林地など国以外に権利を有する者が存在する林地や立木
 - (イ) 樹木採取区における登山道、山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整、配慮、第三者が行う事業を受忍することが必要となる権利等
 - (ウ) 樹木採取区内外の恒常的な国有林野の利用等。なお、事業を実施するに当たっての調整や第三者が行う事業の受忍の必要性が生じるものについては、当該事項が国有林野外に係るものであっても示しています。
- (注) 設定通知第2の1(13)セに関する事項を示すこと。

別紙8 権利設定料の算定方法等

権利設定料の算定方法等

1 権利設定料の額の算定の基本的な考え方について

2 権利設定料の額の具体的な算定方法について

(注) それぞれ設定通知別紙2の1及び2と同様の内容を記載すること。「～すること。」などとされている箇所については、「～する。」などとすること。

3 権利設定料の額の算定の因子

2の計算式について、以下の因子により計算する。

(注) 採取方法が1つだけであれば(1)と(2)に分けて記載する必要はない。

(1) 採取方法ごとに異なる因子は下表による。

		採取方法				計
		皆伐	複層伐	択伐	間伐	
①	採取可能面積(ha)					
②	工事原価(円) = 採取可能面積 × 1,984千円/ha					
③	伐採率による補正係数(%)					
④	〇〇森林管理局における補正係数(%)					

備考：採取可能面積の具体的な算定方法等は別添のとおり。

(2) 採取方法によらない共通の因子は下表による。

①	立木のシステム販売協定の平均協定面積(ha)	
②	①のうち伐採可能な面積 (①×0.9) (ha)	
③	(1) ②の計の一般管理費等率(%)	
④	②の工事原価の一般管理費等率(%)	
⑤	(1) ②の計の場合の一般管理費等に占める従業員給与手当等の割合(%)	
⑥	②の工事原価の場合の一般管理費等に占める従業員給与手当等の割合(%)	

4 権利設定料の額

2及び3により算定した権利設定料の額は下表のとおり。

		権利設定料の額	
採 取 方 法	皆伐	(税抜)	円
	複層伐	(税抜)	円
	択伐	(税抜)	円
	間伐	(税抜)	円
合計		(税抜)	円
		(税込)	円 (うち消費税及び地方消費税 円)

(注) 採取方法が1つだけであれば採取方法別に分けて記載する必要はない。

5 権利設定料の再算定

6 権利設定料の返還額の算定

(注) それぞれ設定通知別紙2の3及び4と同様の内容を記載すること。「～すること。」などとされている箇所については、「～する。」などとすること。

別紙9 基礎額算定林分の選定方法等

(注) 設定通知別紙1の1と同様の内容を記載すること。「～すること。」などとされている箇所については、「～する。」などとする。

別紙 10 基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等

基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等

1 基礎額算定林分の選定過程

(1) 林分内容及び搬出条件の項目設定は、以下のとおり。

採取方法	
------	--

区分	データ元	項目	評価に関する数値		
林分内容					
搬出条件					

(注1) 森林管理局長が定めた項目及び評価に関する数値を記載し、必要に応じて具体的な計測方法を備考に記載すること。

(注2) 作成に当たっては、必要に応じて現地を確認すること。

- (3) 林分内容をX軸、搬出条件をY軸として各区画を分類した結果は、以下のとおり。
- (注) 採取方法ごとの分類図を示すこと。

2 基礎額算定林分の箇所及び収穫調査結果等

個表 No.	区域 番号	林班	小班	枝番	調査 方法	採取 方法	樹種	材積 (m ³)	面積 (ha)	生産固定経費 を共通とみな す伐区	備考
計		—	—	—	—	—	—			—	—

備考：基礎額算定林分、生産固定経費を共通とみなす伐区並びに基礎額算定時に想定した既設作業道、新設作業道及び架線等の具体的な位置は別紙4「公募時現況図面」のとおり。

(注1)「生産固定経費を共通とみなす伐区」について、該当がある場合は当該伐区の林小班名等を記載するとともに、別紙4「公募時現況図面」に具体的な位置を示すこと。

(注2)伐区ごとに樹種、材種、本数、材積等の詳細がわかる一覧表を添付すること。また、視覚的な情報として、収穫調査時の林況写真等を添付することが望ましい。

別紙 11 ○○樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針

(注) 設定通知第2の1(5)の定めるところにより記載すること。

別紙 12 ○○樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 14 第 2 項第 1 号の樹木の採取に関する基準

(注) 設定通知第 2 の 1 (6) の定めるところにより記載すること。

別紙 13 参加資格要件

(注) 設定通知第 2 の 1 (13) カの定めるところにより記載すること。

別紙 14 樹木採取権実施契約書（案）

（注）設定通知第 2 の 1 （12）の定めるところにより記載すること。

別紙 15 樹木採取権運用協定書（案）

（注）設定通知第 2 の 1 （13）クの定めるところにより記載すること。

造林事業請負契約に関する事項

〇〇樹木採取区の樹木の採取跡地において、樹木採取権者が運用協定及び実施契約に基づき、〇〇森林管理署長と締結する造林事業請負契約の条件等は、以下のとおりとする。

1. 造林事業請負契約の案

造林事業請負契約書及び造林事業請負契約約款は、別添 1 のとおり。

造林事業請負標準仕様書は、別添 2 のとおり。

設計図書は、別添 3 のとおり。

備考：造林事業請負契約書、造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書については、現時点において有効なものを別添としており、実際には、当該契約の締結時点において林野庁長官が定めるものとして有効なものを適用することとなります。

(注 1) 別添 1 として国有林野事業における造林事業請負契約約款について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 240 号林野庁長官通知）を基に作成したものを添付すること。

(注 2) 別添 2 として国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 241 号林野庁長官通知）の造林事業請負標準仕様書を添付すること。

(注 3) 別添 3 としてその他公募時点で示すことが可能なものを添付するものとし、備考において、実際の契約時にはその他の書類（具体化して示すことが望ましい。）が含まれる旨を示すこと。森林管理局長が定める仕様書は、設計図書に含め、備考において、現時点において有効なものを別添としており、実際には、当該契約の締結時点において森林管理局長が定めるものとして有効なものを適用することとなる旨を示すこと。その他契約締結時点において有効なものを適用するものについても、同様に備考に記載すること。

2. 標準的な作業条件

予定価格積算の根拠となる作業条件は、別紙 15「樹木採取権運用協定書（案）」別紙 11 の別添のとおり。

備考 1：林野庁長官が定める造林事業請負予定価格積算要領は林野庁ホームページ（（注）URL を記載すること。）に掲載しています。

備考 2：同種事業の入札実績についての資料の貸与を希望する場合は、V-3 の定めるところにより貸与申請を行ってください。

別紙 17 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る〇〇森林管理局長の処分に関する審査基準等

(注) 局審査基準等通知を記載すること。また、審査基準等通知の名称に合わせて表題を修正すること。

別紙 18 評価一覧表及び評価基準表

(注) 設定通知第 2 の 1 (11) の定めるところにより記載すること。

申請取下書

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

〇年〇月〇日付けの国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定による申請について、次のとおり取り下げます。

申請書記載の住所	
申請書記載の 氏名又は名称	
担当者の所属部署	
担当者氏名	
連絡先	

※ 個人の申込みの場合は、担当者の所属部署及び担当者氏名の記入は不要です。

〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の
公募要項等に関する説明会及び現地説明会参加申込書

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

〇年〇月〇日付けで公表がありました〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関する説明会及び現地説明会について、参加を申し込みます。

・参加を申し込む説明会（以下の□にチェックをつけてください。）

- 公募要項等に関する説明会
- 現地説明会

・連絡先

法人名及び 所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	電話番号（当日連絡用）	
	メールアドレス	

・参加者

所属部署・氏名①	
所属部署・氏名②	
所属部署・氏名③	

- ※ 個人の申込みの場合は、法人名及び所属部署の記入は不要です。
- ※ 当日は、必要に応じて公募要項等を持参してください。また、撮影及び録音の可否については、各説明会の際の職員の指示に従ってください。なお、現地説明会は樹木採取区の全域を案内するものではありません。
- ※ 説明会の対象者でないことが明らかな場合は、参加を認めない場合があるほか、職員の指示に従わない場合等は説明会の途中で退出等いただく場合があります。

〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の
公募要項等に関する質問書

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

〇年〇月〇日付けで公表がありました〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等について、以下のとおり質問を提出します。

・連絡先

法人名及び 所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

・質問

No	資料名	頁	該当箇所	質問
1				
2				
3				
4				
5				

- ※ 個人の申込みの場合は、法人名及び所属部署の記入は不要です。
- ※ 質問欄の行が不足する場合は、適宜行を追加してください。
- ※ 資料順かつそれぞれの資料の記載順に記入してください。
- ※ 行の高さ以外の書式は、変更しないでください。
- ※ 公募要項等の公表後に改訂又は追加された資料に関する質問については、当該資料の改訂日等を資料名欄に記入してください。

〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関する
資料貸与申請書

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

〇年〇月〇日付けで公表がありました〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関して、同公募への申請を検討しており、その検討に使用することを目的として、貸与資料の貸与について申請します。

法人名及び所属部署		
担当者氏名		
貸与を希望する資料		
貸与方法 (希望する方法にチェック)	<input type="checkbox"/> 公募担当部局において受領 <input type="checkbox"/> 郵送 (資料送付先住所を記載してください)	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

- ※ 個人の申込みの場合は、法人名及び所属部署の記入は不要です。
- ※ 申請書等の提出に至らなかったとき、申請書等を提出した後に当該申請を取り下げたとき又は樹木採取権を設定する若しくは設定しない旨の通知を受けたときは、速やかに当該資料を返却又は破棄し、貸与資料を破棄したときは、破棄義務の遵守に関する報告書を提出してください。

〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関する
貸与資料の取扱いに関する誓約書

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

貸与資料の取扱いについて、下記事項を遵守することを誓約します。

記

(定義)

第1条 本誓約書における用語の定義は、公募要項等の定めるところに従う。

(利用の目的)

第2条 本公募に係る検討以外の目的のために貸与資料及び当該資料に記載された情報を利用しない。

(秘密の保持)

第3条 貸与資料及び当該資料に記載された情報の取扱いについて、法令を遵守する。

2 貸与資料及び当該資料に記載された情報については、本公募に係る検討に関与する者以外に対し開示しない。この場合において、当該者に対しては、本誓約書と同様の義務を課す。

3 前項の規定にかかわらず、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示が義務づけられる場合は、当該情報を法令等の定めるところにより開示することができる。この場合においては、当該開示について事前に〇〇森林管理局長と協議する。

(印刷物等の破棄)

第4条 貸与資料の印刷物等（印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限らない。）は、申請書等の提出に至らなかったとき、申請書等を提出した後に当該申請を取り下げたとき又は樹木採取権を設定する若しくは設定しない旨の通知を受けたときに、速やかに破棄する。

2 申請者は、前項の規定に基づき貸与資料の印刷物等を破棄したときは、〇〇森林管理局長に対し、破棄義務の遵守に関する報告書を提出することで、その旨を報告する。

様式F 破棄義務の遵守に関する報告書

〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関する
貸与資料の破棄義務の遵守に関する報告書

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

〇年〇月〇日付け〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の
公募要項等に関する貸与資料の取扱いに関する誓約書第4条第2項に基づき、下記のとおり
貸与資料の印刷物等の破棄を完了したことを報告します。

記

破棄した資料	
破棄日	
破棄の方法	

以上

